

議長	副議長	局長	書記	書記
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

(様式2)

香美市議会議長 山本 芳男 様



令和5年 11月 28日

会派名 日本共産党
代表者氏名 笹岡 優



調査研究等報告書

下記のとおり実施しましたので届け出ます。

記

1. 日程

- 令和5年11月7日（火）13時～17時、9日（木）13時～17時

2. 場所

- オンライン（香美市役所5階）

3. 目的

- マイナンバーカードの仕組みや利用の実際を学ぶ

4. 該当する政務活動費の使途項目

- 研修費

5. 支出経費（内訳は裏面記載）

- 101,320円

6. 参加議員名

- 笹岡優 ・ 濱田百合子 ・ 西山潤

7. 調査研究成果の概要、所見

- 別紙添付

8. 成果物、資料等

- 別紙添付

9. 特記事項

- 特になし

(裏面)

支出経費の内訳と金額

		区分	金額
交通費	鉄道	自至	
	船	自至	
	航空	自至	
	バス・タクシ一代	自至	
	借上料	自至	
宿泊費			
参加費		(28,000円 + 振込手数料385円) × 3人	85,155円
駐車場代			
資料印刷費		(テキスト代4冊 + 送料) 4700円 (テキスト代3冊) 2800円 × 2人 振込手数料385円 × 3人 印刷代3750円 + 960円	16,165円
会場費			
講師謝金	謝礼金		
	鉄道	自至	往復
	船	自至	往復
	航空	自至	往復
	バス・タクシ一代	自至	往復
	宿泊		
	食事代		
	借上料		
合計			101,320円
(特記事項)			

第1講義 2023年11月7日(火) 13時~17時

マイナンバーカードの「市民カード化」-その仕組みと実際

講師 稲葉一将氏(名古屋大学教授)

- そもそもマイナンバーカードの仕組み(組み込まれている機能)はどうなっているのか。
- マイナンバーカードは、自治体・住民生活の場でどのように利用されているのか(利用の事例)。
- 利用拡大によって住民の個人情報はどのように集積されるのか、住民の権利という視点で何が問題となるのか。

○自治体とくに議会に求められる課題は何か。

1、デジタル改革の経緯とマイナンバー制度の位置

- 2013年マイナンバー法制定。「ヒト」「モノ」「カネ」と並んで「情報資源」は新たな経営資源となるもの。国民は、主権者=主体から、「情報資源」=客体へと転化。組織(機関)を連携して、分散管理されている情報を連携する。このための基盤がマイナンバー制度。

- 構成要素 マイナンバー(個人番号)、マイナンバーカード(個人番号カード)、マイナーポータル(情報提供等記録開示システム)の3つ。

マイナンバーカードの機能、本人確認のための一手段(番号法16条)、ただし多機能。

ICチップに2種類の電子証明書が搭載される。民間を含むオンライン手続きにおいて公的個人認証の手段となる。

市町村は、条例を定めて、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)が提供するカードAP搭システムを導入することで、マイナンバーカードの空き領域を利用した事務を提供できる。

マイナーポータルにログインするためには、マイナンバーカードと数字4桁の暗証番号(利用者証明用電子証明書パスワード)が求められる。

2、マイナンバーカードの「市民カード化」の構造

- 国が地方自治体に対してマイナンバーカード普及という目的の手段として財政を位置づけ、そして国民・住民に対しては、マイナンバーカードの取得「義務化」の意識を刺激している。
- 国の財政運営 閣議決定「デジタル田園都市国家構想基本方針」(2022年6月7日)

総務大臣の説明12月21日「マイナンバーカードの交付率が高い、上位3分の1の市町村が達している交付率以上の市町村については、当該市町村のマイナンバーカードの交付率に応じた割り増し率によって算定する。」

交付金の事業目的には、「マイナンバーカードの普及状況を交付審査に反映するとともに、利用シーン拡大の取組を積極的に支援する」ことが含まれる。

②交付金を得るためとはいえ、地方自治体が国の政策の実現に向かって競争している。団体自治が弱くなる。団体自治が弱くなれば、住民自治の制度的実現も難しくなる。

③マイナンバーカード申請するか否かは、国民・住民の任意。しかし実際は「義務化」。

●デジタル田園都市国家構想交付金(マイナンバーカード利用横展開事例創出型)実例52件。

●閣議決定「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(2023年6月9日)

●実例～マイナンバーカードを地方自治体が「市民カード」にする動きの実例

石川県加賀市　　兵庫県姫路市

3、将来的に何が起きてくるのか。

◎「市民カード」というが、各地方自治体で異なるものではなくて、マイナンバーカードへの「一体化」。

カードが一つになれば、地方自治体の情報システムの標準化→事務処理の共通化→組織の統廃合→行政広域化 というように展開するのではないか。だから、「行財政」改革の手段になる。

●デジタル行財政改革会議(2023年10月11日) 資料⑥⑦

4、住民の権利を保護・実現するための地方議会の役割

(1)広義の個人情報保護

●健康保険証や母子健康手帳等の本人の資格や出生経過等の異なる個人情報が記載された書類を、マイナンバーカードに「一体化」するということは、分散して管理されていた住民の個人情報が連携されることになる。(2023年6月2日「医療DXの推進に関する工程表」)

「医療DX」を「保健・医療・介護の各段階」において、「発生する情報に関し、その全体が最適化された基盤を構築し、活用する」ことを通じて、「保健・医療・介護の関係者の業務やシステム、データ保存の外部化・共通化・標準化」を図り、「国民自身の予防を促進し、より良質な医療やケアを受けられるように、社会や生活の形を変えていく」ことと述べている。

●「2030年度を目指す」に、「マイナンバーカードやその機能のスマートフォン搭載」によって、「保健・医療・介護の情報が医療機関、自治体、介護事業所、研究者等にシームレスに連携していくシステム構築する。

◎「保健医療データ」は、母子保健等の住民の個人情報。個人情報の主体である個々の住民が、個人情報の活用のされ方を正確に理解して、その活用に同意するのか否かの、その個々の住民の意思を尊重することが、個人情報保護の観点からは要請される。ただし、理解するといつても住民の多くにとっては容易ではない。

◎地方自治体(とくに議会)としても、住民の個人情報を保護する目的のためにこそ、努力すべき時。個人識別性を弱くするために匿名に加工処理された場合でも、個人情報保護法に加えて、「加工結果のチェック」などの個人に関する情報の保護や尊重は、条例で定めるべきだと主張するものもある。

(2)平等原則の実現

地方自治法第10条2項=住民が地方自治体から「役務の提供」を「ひとしく受ける権利」を有すると定める。

◎マイナンバーカードの申請(取得)が任意だから、マイナンバーカード(市民カード)を取得していない住民であっても、地方自治体が「役務の提供」を「ひとしく受ける権利」を制限することは許されない。

◎マイナンバーカード(市民カード)を取得しただけで、その住民が役務利用に要する費用の減免などの経済的利益を得る仕組みも、その正当性が問われる。(前橋市のデマンド相乗りタクシー)

◎「交通権」論のように、住民個々の事情(居住地=地理という客観的条件や高齢化等による脚力低下という主観的条件)に関係なく、「ひとしく」、「権利」が保障されるべきだと考える場合は、地方自治体の行財政責任が問われてくる。住民個々の事情が問題であり、マイナンバーカードの有無の問題ではない。地方自治体の存在理由が問われる。

- (3) 「非平等」という「暗い時代」に光を
- ◎国民を生活記録等の「情報資源」の集合体に転化させるデジタル化だとしても、人間を「資源」＝物質化することで徴用(労働を強制)するのとは異なる。
- ◎労働力不足の業務について、管理強化の動き。国の資源としての活用になるのではないか。
余っているところからの派遣労働。
- ◎マイナンバー制度の目的の一つは、国民の利便性の向上だが、「国民の行動履歴の管理」が目的になると、カードの取得も任意から義務・所持義務に移行すると考えられる。
- ◎平時は地方自治法の下、利便性の向上のため使用されるが、「非平時」に対応する法制度を地方自治体法に定める論議がなされるところまでできている。

事例報告

① 石川県加賀市医療版情報銀行の検討

いしかわ自治体問題研究所 事務局長 木村吉伸氏

ここで「地方自治の危機・自治体をめぐる状況の厳しさ」を指摘している。

◎議会と住民の関与～健康特区特別委員会と議会での審議不足

市民への説明や市民参加はない

◎公共サービスの産業化～アークテクト、マネージャー等の任期付職員

利活用と規制緩和・起業呼び込み支援

◎住民情報の自治体責任～個人情報に関する本人同意の仕組み

匿名加工と利用 情報漏洩と責任

② マイナンバーカードの図書館カード利用

兵庫県自治体問題研究所 岡田章宏氏

図書館カードをマイナンバーカードに置き換えることで、どういう問題が起こりうるか。

◎マイナンバーカードの図書館カードの方式

→図書館利用における個人情報漏洩の危険性が高まる

◎図書館に関わる近年の動向＊「貸出履歴」の利活用の動き

→マイナンバーカードの図書館カード利用により、「貸出情報」が図書館外にも流出する可能性が出てくる

*ツタヤ図書館(武雄市など6図書館：指定管理者)

*「公共図書館、利用情報の扱いは検索機関に令状なしで提供、思想の自由脅かす懸念」(2021年5月25日付け「朝日新聞」)

◎日本図書館協会「デジタルネットワーク環境における図書館利用のプライバシー保護ガイドライン」(2019年5月24日)

取組方針②～国・地方等のデジタル基盤の統一化・共通化の加速 ～国・地方等のデジタル基盤の統一化・共通化を加速し、低コストで多様なサービスを提供可能に。

民間サービスの共同調達（デジタルマーケットプレイス（DMP））

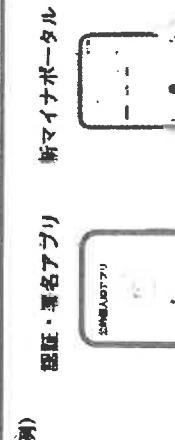
（検討の方向性）

- 例) 母子手帳アプリ 愛口DXaaS ✓ 日本全国どの地域でもデジタル化の効果を実感できる仕組みにベンチマーク等の優れたサービスを全国展開
- ✓ 優れた民間のサービスを国・自治体等が迅速・簡単に調達する仕組み（DMP）について年内に制度面を整理し、2024年度後半に本格稼働を目指す。



ガバメントクラウドを基盤とした安全で効率的な全国的システム

公共アプリの共通化・標準化



- 例) 種別・署名アプリ 新マイナポータル ✓ 業務効率化と開発・運用コストの低減などの自治体からでも、同様の利用者体験
- ✓ 国主導での共通機能（認証・署名／決済／通知のアプリ、ポータル等）やキヤッショユレス等の公共アプリの整備・自治体の共通的な事務の一括的な整備・活用（例：相談業務のAI・コールセンター等）

データヒューベン基盤の整備

- ✓ 分野毎の手続きの再入力が不要となり、業務効率化が実現される。自治体ごとの様式等の統一による業務効率化
- ✓ ベースレジストリ整備と行政手続等での活用の制度整備・自治体の書類・様式等の統一（ローカルルールの原則見直し）の加速
- ✓ 税務・会計・取引など公共機関と民間領域の一体的なデータル完結の推進

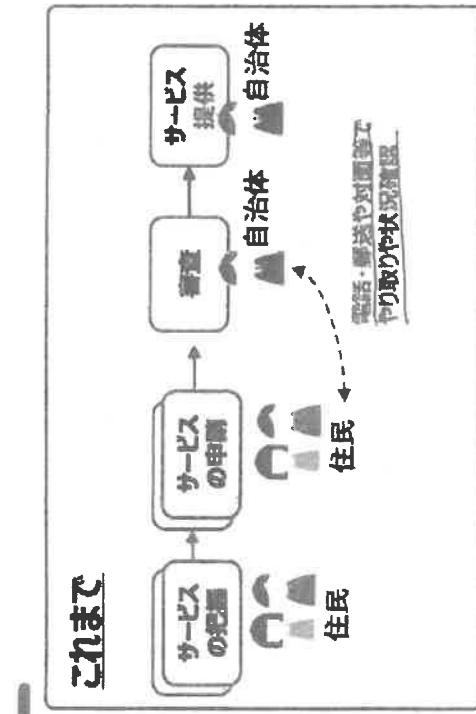
クラウド基盤とネットワークの共通化・標準化

- ✓ 共通化によるコスト低減
- ✓ 世界標準でのセキュリティ強化
- ✓ 2025年に向け基幹業務システム標準化・ガバメントクラウド移行の加速（移行支援、利用料管理の仕組み等）。他の公共サービス分野への拡大検討。
- ✓ 技術進化に応じたネットワーク刷新・高いセキュリティの実現（GSSの各省展開、地方の三層対策見直し等）

資料7

デジタル庁 マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ（第1回）
トータルデザイン実現に向けた公共サービスメッシュ等の検討についての「将来的な世界観」
(https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/b0f2020b-5c55-477a-8dfb-63916fa9a282/20211022_meeting_my_number_wg_04.pdf)

これから行政サービスの考え方（イメージ）

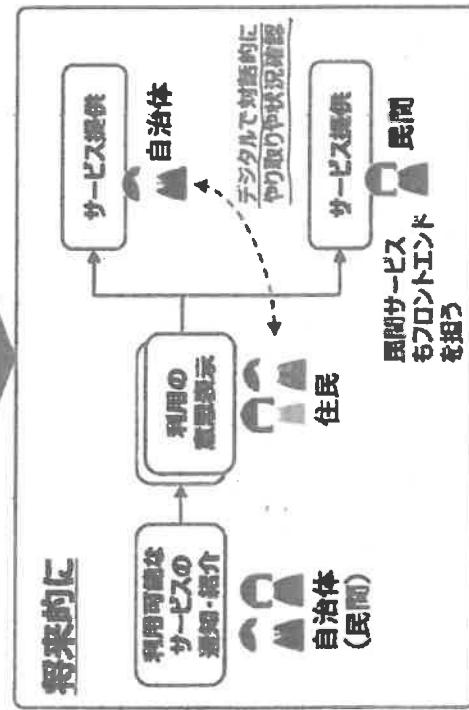


これまで

- ・ 住民は、行政サービスを受けるためには各種サービスに応じた申請書類と証明書類が必要。
- ・ 職員は各種事務作業に忙殺され、人手が不足。
- ・ 住民は、マイナンバーカードがあれば、各種手続きはパソコン・スマートフォンでワンストップ。
- ・ 職員の事務作業は情報連携により削減。サービス設計により注力できるように。

将来的な世界観（ポイント）

- ・ 行政の保有する情報や本人の意思に基づいて民間から提供された情報の範囲で、利用可能なサービスがおしゃせされ、意思表示を通じて簡単にサービス利用可能
- ・ 行政とのやりとりはデジタルチャネルで対話的に実現
- サービスの処理状況はリアルタイムに把握できる
- 紙や電話やFaxに依存しないことで、緊急時も柔軟。
- 迅速に行政サービスが提供される
- デジタル弱者へのサポートもサービスデザインに組み込む（手続きの代理プロセスも安全かつスマートに実施）
- ・ 多様な民間アプリやポータルも行政サービス利用手続きのフロントエンドとして利用できる



第2講義 2023年11月9日(木) 13時~14時半

事例報告 国民皆保険を支える保険者の立場からの「要望書」

講師 神田敏史氏(神奈川県自治労連執行委員)

神奈川県内の保険者(県・各市町村、後期高齢者医療広域連合、健保連に参加する保険組合)が厚労省に対して、共同で「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に対する要望書」を提出したことに触れ、国民の医療を受ける権利や個人情報を守るやめに、皆保険を下支えする国保の運営者・自治体や各保険者に求められることは何かを紹介。(要望書添付)

オンライン資格確認実施に伴い明らかになった市町村側の課題

- 事業主から医療保険の保険者への資格情報(採用・退職)が週単位で遅れる場合がある。
- 国保や後期では、住民基本台帳上の住所地での処理となるが、転出手手続きが必ずしも速やかに行われるわけではない。
- 中間サーバーへの医療保険者からの情報が入力ミス等によりマイナンバーと必ずしも紐づけられず、保健医療機関からの照会に応じられない場合がある。
- 他医療保険者との重複加入被保険者の整理。整理しやすい国民健康保険間の重複でも居所不明者やDVシェルター対応の場合は処理が難しい。被用者保険の場合、手続き完了(情報連携)してない場合が多く、実際には重複していない場合もある。
- 家族との関係はどうであったかなどの情報がないまま、住所地の国保に適用加入照会がある。
- 保険者窓口におけるマイナンバーカードの紐付けは、高齢者を中心に相当の時間を要し、他の住民票加入手続き者のことを考えると一気通貫は困難。
- オンライン資格確認の本格実施に統一して、本人並びに保健医療機関に情報提供される特定健診情報や診療報酬明細書情報、調剤報酬情報について、医療保険者から中間サーバーに情報連携していく必要があるが、これにもタイムラグが発生するとともに、資格情報との連携がうまくいかず見ることができない事故が発生する可能性がある。
- 2023年1月から、高額療養費や各種給付に関する公金受け取り口座登録がマイナンバーと紐づけられ、マイナーポータルで随時口座変更が可能となるが、その変更情報が必ずしも随時、医療保険者の持つ口座情報に機械的に反映されないことから、その修正のための作業が新たに生じる。

マイナンバー法等の一部改正(2023年6月9日交付)の説明。

(資格確認書の仕組みの整備) [医療保険各法の改正]

- 健康保険証を廃止するとともに、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある者が、必要な保険診療等を受けられるように、該当者からの求めに応じ、各医療保険者等は、医療機関等を受診する際の資格確認のための「資格確認書」を書面又は電磁的方法により提供する。
- 発行済の健康保険証は、改正法施行後1年間有効とみなす。

(特別療養費の支給の通知の仕組みの整備) [国民健康保険法等の改正]

- 短期被保険者証の仕組みは廃止する。
- 被保険者資格証明書の交付に代えて、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を行う。

現物給付を特別療養費の支給(償還払い)に変更

特別療養費の対象者は、被保険者資格証明書ではなく、マイナンバーカード又は資格確認書(特別療養費の対象者である旨を記載)を提示して受診。

- 施行期日 公布の日から(23年6月9日～)1年6ヵ月以内の政令で定める日まで。
* 24年の12月8日まで

企画 自治体問題研究所
主催 自治体研究者

以上報告とします。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に対する要望書

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う健康保険証の廃止にあたり、国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度期高齢者医療制度の円滑かつ安定的な運営の確保に向けて、次の事項について、国において、速やかに対応いただきたいだときますよう要望します。

- 1 オンライン資格確認等システムにおける次の障害についてには、速やかに改善を図ること。
(1) 情報集約システムにおける資格適用日が健健康保険証交付日となる事象
※ 情報集約システムでは、上記以外に負担区分変更登録後の負担区分が前々回のものと同じだと、その変更履歴がないものとして（前々回と一体のもの）取り扱われ、変更登録前の区分がオンライン資格確認システムに送付されることになる事象も生じている。
(2) 医療機関のレセプトコンピュータにおいて誤った情報を取得する事象
- 2 医療保険者が異なる個人番号を登録しないよう、登録システムについて抜本的な見直しを行い、再発が生じないようにすること。
- 3 マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けたことができる状況にある者に対する「資格確認書」の交付については、医療保険者が申請勧奨によらずとも、交付対象者を抽出し、交付できる仕組みとするなど、被保険者が保険医療機関等において、切れ目なく、確実に保険診療を受けるものとすることを基本に、医療保険者に新たな事務負担が生じないものとすること。

- 4 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けた取組みを進めるにあたっては、国民・被保険者、保険医療機関、医療保険者に新たな事務負担や混亂が生じないようにする。
- 5 保険者におけるシステム改修による新たな負担や保険医療機関等において混乱が生じないよう、資格認証書の様式は、現行の健康保険証に準じたものとすること。
- 6 現行のマイナンバーセンターの拡充など、国において、オンライン資格確認等システムを含む、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る被保険者からの問合せに対応するセンターを開設すること。また、全国で統一的な回答を行うため、コールセンターにおいて使用するFAQを医療保険者と共有すること。

令和5年6月20日

厚生労働省保険局長様

神奈川県国民健康保険・後期高齢者医療制度主管課長等一同
横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、
三浦市、秦野市、厚木市、太和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、
寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、
愛川町、清川村、
神奈川県医師国保組合、神奈川県歯科医師国保組合、神奈川県薬剤師国保組合、神奈川県建設業国保組合、
神奈川県建設連合国保組合
神奈川県後期高齢者医療広域連合
神奈川県

2023年11月2日

インボイス登録番号：T8-0111-0111-9038

領收証

日本共産党香美市会議員団様

¥28,000-(税込) うち消費税額 2364円

消費税 10%対象

但し、第65回市町村議会議員研修会 Zoom 開催（2023/11/7.9）参加費として上記正に領収いたしました。

参加講義：講義1・参加／ 講義2・参加／
受講者ご氏名：濱田百合子様 受付番号：(65D97)

株式会社自治体研究
代表取締役 長
〒162-8512
東京都新宿区矢来町123 矢来ビル
電話番号 03-3235-5001

2023年11月2日

インボイス登録番号：T8-0111-0111-9038

領收証

日本共産党香美市会議員団様

¥4,700-(税込) うち消費税額 427円

消費税 10%対象

但し、第65回市町村議会議員研修会 Zoom 開催（2023/11/7.9）テキスト代と送料（400円）として上記正に領収いたしました。

テキスト『デジタル改革とマイナンバー制度』（900円） 1冊
テキスト『医療DXが社会保障を変える』（1,000円） 1冊
テキスト『デジタル改革と個人情報保護のゆくえ』（900円） 1冊
テキスト『マイナンバーカードへの「一体化」』（1,500円） 1冊

株式会社自治体研究
代表取締役 長
〒162-8512
東京都新宿区矢来町123 矢来ビル
電話番号 03-3235-5001

2023年11月2日

インボイス登録番号:T8-0111-0111-9038

領收証

日本共産党香美市会議員団様

¥28,000-(税込) うち消費税額 2545円

消費税 10%対象

但し、第65回市町村議会議員研修会Zoom開催(2023/11/7.9) 参加費として
上記正に領収いたしました。

参加講義：講義1・参加／ 講義2・参加／
受講者ご氏名：笹岡優様 受付番号：(65D98)

株式会社自治体研究

代表取締役 長

〒162-8512

東京都新宿区矢来町123 矢来ビ

電話番号 03-3235-5

2023年11月2日

インボイス登録番号:T8-0111-0111-9038

領收証

日本共産党香美市会議員団様

¥2,800-(税込) うち消費税額 255円

消費税 10%対象

但し、第65回市町村議会議員研修会Zoom開催(2023/11/7.9) テキスト代として
上記正に領収いたしました。

テキスト『デジタル改革とマイナンバー制度』(900円)	1冊
テキスト『医療DXが社会保障を変える』(1,000円)	1冊
テキスト『デジタル改革と個人情報保護のゆくえ』(900円)	1冊
テキスト『マイナンバーカードへの「一体化」』(1,500円)	0冊

株式会社自治体研究

代表取締役 長

〒162-8512

東京都新宿区矢来町123 矢来ビ

電話番号 03-3235-5

2023年11月2日

インボイス登録番号:T8-0111-0111-9038

領收証

日本共産党香美市会議員団様

¥28,000-(税込) うち消費税額 2545円

消費税 10%対象

但し、第65回市町村議会議員研修会Zoom開催(2023/11/7.9) 参加費として
上記正に領収いたしました。

参加講義：講義1・参加／ 講義2・参加／
受講者ご氏名：西山潤様 受付番号：(65D99)

株式会社自治体研究

代表取締役 長平

〒162-8512 東京都新宿区矢来町123 矢来ビル

電話番号 03-3235-5541

2023年11月2日

インボイス登録番号:T8-0111-0111-9038

領收証

日本共産党香美市会議員団様

¥2,800-(税込) うち消費税額 255円

消費税 10%対象

但し、第65回市町村議会議員研修会Zoom開催(2023/11/7.9) テキスト代として
上記正に領収いたしました。

テキスト『デジタル改革とマイナンバー制度』(900円)	1冊
テキスト『医療DXが社会保障を変える』(1,000円)	1冊
テキスト『デジタル改革と個人情報保護のゆくえ』(900円)	1冊
テキスト『マイナンバーカードへの「一体化」』(1,500円)	0冊

株式会社自治体研究

代表取締役 長平

〒162-8512 東京都新宿区矢来町123 矢来ビル

電話番号 03-3235-5541

納入通知書兼領収書

1-0031162

伝票No : 31162

議会事務局

納入義務者名 氏	日本共産党 様		款 項	21. 諸収入 5. 雜入
第号	令和 5年度	一般	目 節	2. 雜入 59. 雜入
金額	(10%対象) 3,750円		説明	1. 雜入
内、消費税相当額 340円				
納付目的	コピー代 (11/7、11/9研修資料)			領收印
納入期限 令和 5年 11月 30日			上記の金額を当市指定金融機関等に納付してください。	
香美市指定金融機関 香美市収納代理金融機関			令和 年 月 日 香美市長 依光 晃一郎	

5. 11. 22
香美市
会計課1

※この領収書は、大切に保管して下さい。

登録番号 : T8000020392120

(納入者保管)

納入通知書兼領収書

1-0033079

伝票No : 33079

議会事務局

納入義務者名 氏	日本共産党 様		款 項	21. 諸収入 5. 雜入
第号	令和 5年度	一般	目 節	2. 雜入 59. 雜入
金額	(10%対象) 960円		説明	1. 雜入
内、消費税相当額 87円				
納付目的	コピー代 (11/7、11/9研修資料) 追加分			領收印
納入期限 令和 5年 12月 22日			上記の金額を当市指定金融機関等に納付してください。	
香美市指定金融機関 香美市収納代理金融機関			令和 年 月 日 香美市長 依光 晃一郎	

5. 11. 22
香美市
会計課1

※この領収書は、大切に保管して下さい。

登録番号 : T8000020392120

(納入者保管)